

## 高知県 Go To Eat キャンペーン食事券 約款

### 【高知県内の商工会議所・商工会】

#### 第1条（約款の趣旨）

Go To Eat 食事券発行事業コンソーシアムこうち（以下「コンソーシアム」といいます。）は、高知県 Go To Eat キャンペーン食事券（以下、「食事券」といいます。）をこの約款にしたがって扱うものと し、食事券の所持者（以下「お客様」といいます。）は、この約款によりお取引をしていただきます。

#### 第2条（食事券の販売場所）

お客様は、「高知県 Go To Eat キャンペーン食事券 実券販売所（コンソーシアム指定県内商工会議所、商工会、サニーマート、サンシャイン、サンプラザ一部店舗）」にて、食事券を購入することができます。別途、事前購入登録によりファミリーマート各店でも購入可能。

#### 第3条（食事券が利用できる場合）

- 1 お客様は、食事券を「高知県 Go To Eat キャンペーン公式ホームページ」に掲載された店舗のほか、「高知県 Go To Eat キャンペーン食事券参加店舗」（以下「参加店舗」といいます。）の表示のある店舗で、券面表示の金額で代金の支払いに利用できます。ただし、コンソーシアムまたは参加店舗が食事券の利用ができないものとして指定した食事等の代金のお支払いには、ご利用いただけません。
- 2 食事券をご利用される場合には、つり銭をお返しすることができません。
- 3 参加店舗は、コンソーシアムへの申請や取扱終了等により、増減することがあります。

#### 第4条（食事券が利用できない場合）

- 1 次の場合には、食事券をご利用いただくことはできません。この場合は保有する食事券は失効し、払戻しはいたしません。
- (1) 食事券が偽造または変造されたものであるとき。
  - (2) お客様が食事券を違法に取得したとき、または違法に取得された食事券であることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。
  - (3) 食事券の破損その他の事由により証票番号の照合ができないとき、または食事券裏面の参加店舗押印欄に参加店舗名が記名または押印されているとき、または食事券の3分の1以上が滅失しているとき。ただし、食事券の滅失が3分の1未満の時は、第5条によって食事券の再交付を受けることができます。
  - (4) 食事券に記載の利用期間を過ぎたとき。

#### 第5条（食事券の再交付をする場合）

前条の第1項第3号の場合において、コンソーシアムが当該食事券が真正に作成されたものであること、および未使用のものであることを確認でき、かつ、食事券の滅失が2分の1未満のときは、お客様は、コンソーシアムが定める方法でその食事券をご提出いただくことにより、手数料をご負担いただいた上、食事券の再交付を受けることができます。

## 第6条（食事券を再交付しない場合）

お客様が食事券を盗まれ、または紛失された場合には、再交付しませんのでご了承ください。

## 第7条（参加店舗との関係）

お客様が食事券をご利用された際、万一、飲食の提供について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、食事券をご利用された当該参加店舗との間で解決をしていただくものとします。

## 第8条（換金の原則禁止）

- 1 食事券は、現金及び金券との引換えはできません。
- 2 お客様の事情によらずに食事券の利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は、コンソーシアムが定める方法で食事券をご提出いただくことにより、購入金額の払戻しを受けることができます。

## 第9条（取扱いの変更）

食事券の取扱いについて、この約款を変更する場合には、コンソーシアムは、一定の予告期間を置いて、周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

## 第10条（合意管轄裁判所）

食事券に関しお客様とコンソーシアムとのあいだに紛争が生じた場合、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**附 則** この約款は、令和 3 年 4 月 1 2 日から適用します。

### 【ファミリーマート】

- 利用期間を過ぎた食事券は無効
- 参加店舗は、高知県 Go To Eat キャンペーン公式ホームページより確認頂けます。
- 本券は、高知県外のお店や参加登録の無いお店では使用する事が出来ません。
- 本券は、参加店自らの事業上取引(商品の仕入れ等)に使用する事は出来ません。
- 本券の盗難・紛失・滅失並びに利用期間の経過による食事券の無効化に対しては、発行者はその責任を負いません。
- 本券を、第三者に転売、および転売の為に第三者に提供する事は禁止します
- 本券は、偽造防止措置を施しております。
- 本券は、現金と交換出来ません。
- 食事券購入後の変更、払い戻し、キャンセルは出来ません。
- 本券は、上記の内容の他「高知県 Go To Eat キャンペーン」事業実施に定める内容に準じて取り扱います。

※食事券は切り離さずお店へお持ち下さい。